

介護保険料減免等の基準

◆ いずれの場合も申請の手続きにより、被災状況、生計困難状況にあると区長が認めた方について保険料を減免・減額又は徴収猶予します。

減免・減額（保険料を減らします。）

	要件	生計困難状況の内容	減免率	承認期間
減免	本人又はその世帯の生計を維持する方が、災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けたとき。	被災による損害額が財産価格の3割以上5割未満	5割減額	減免を開始する月から連続して6ヵ月以内です。 ただし、当初の認定期間を経過しても、なお、生計困難な状況が継続して存在すると認められるときには、1回だけ再申請ができます。
		被災による損害額が財産価格の5割以上	免除	
	本人又はその世帯の生計を維持する方が、 ・ 死亡、心身の重大な障害、長期間入院により、収入が著しく減少したとき。 ・ 事業等の休廃止、損失、失業等により、収入が著しく減少したとき。 ・ 農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。	保険料賦課額－(実収入月額－収入基準額)＝保険料を減額する額	左記の額による	
		実収入月額が収入基準額以下の方	免除	
減額	生計困難で保険料の負担が難しいとき。	当該年度の特別区民税非課税世帯で、直近3ヶ月の実収入月額が収入基準額以下の方	<ul style="list-style-type: none"> 所得段階第1段階の方は、半額に保険料を軽減します。 所得段階第2段階の方は、所得段階第1段階に軽減します。 所得段階第3段階の方は、所得段階第2段階に軽減します。 	承認期間は、当該年度内です。

徴収猶予（保険料を納める期限を延長します。）

	要件	負担困難状況の内容	猶予期間	承認期間
	本人又はその世帯の生計を維持する方が、災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けたとき。	被災による損害額が財産価格の3割以上5割未満	3ヶ月	申請月から猶予期間まで
		被災による損害額が財産価格の5割以上	6ヶ月	
	本人又はその世帯の生計を維持する方が、 ・ 死亡、心身の重大な障害、長期間入院により、収入が著しく減少したとき。 ・ 事業等の休廃止、損失、失業等により、収入が著しく減少したとき。 ・ 農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により著しく減少したとき。	本人とその世帯の直近3ヶ月の平均実収入から算定した保険料額が、現在の被保険者の保険料額に比べ減少したとき。	推計した保険料額と現在の保険料額との差額に相当する保険料額を徴収猶予する。 (限度6ヶ月)	